

仁淀川町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月1日

仁淀川町教育委員会

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

近年、教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。）第2条第2項に規定する教育職員をいう。）の業務が長時間に及ぶ状況が課題となっていた。教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいと両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うため、学校における働き方改革が急務である。

さて、令和2年には、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針において、教育職員が業務を行う時間の上限を示し、1箇月時間外在校等時間は減少傾向にあるものの、依然として業務が長時間に及ぶ教育職員も多い状態である。給特法第2条第1項に規定する義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会及び校長等の学校の管理職は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令にのっとり教育職員の勤務時間管理及び健康管理等を行うとともに、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を徹底し、教育職員の心身の健康を損なうことがないよう注意する安全配慮義務があり、時間外在校等時間が特に長時間となっている教育職員に対して、より実効的な手立てを講ずる必要がある。また、業務分担の見直しや適正化に当たっては、その業務の在り方自体を見直し、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく業務の精選に取り組み、学校及び教育職員が行う業務全体を縮減していく姿勢が必要である。その上で、教育の質の向上に向けて働き方改革を進めるためには、学校内外の人的・物的資源を有効に活用しつつ、

「チーム学校」の考え方の下、一人一人の教育職員が業務を自己完結的に抱える「個業」型の業務遂行から、業務を他の教育職員や事務職員、学習支援員等と分担し「協働」していくことへのシフトチェンジが重要である。

令和7年には、教育職員を取り巻く環境整備に向けた総合的な方策を進める必要がある中、学校における働き方改革を一層推進するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）において新たに設けられた給特法第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定、実施状況の公表及び総合教育会議への報告等の仕組みを通じて、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき、相互に連携・協働しながら、取組を実施し、検証及び改善を重ねていくこととなった。

こういった教育職員を取り巻く環境整備に向けた総合的な方策の推進の一つとして、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他サービス監督教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るべく、本計画を定めるものである。

(2) 仁淀川町の現状

令和2年2月には、「学校の教職員の勤務時間の上限に関するガイドライン」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

仁淀川町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。時間外在校等時間が45時間を超える割合について、特に中学校全体では30%と高くなっている。年度当初の書類作成や部活動顧問などの業務の負担感が大きくなっており、支援員の配置や週末の部活動の地域展開などの取り組みを推進することによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校全体	月26時間	11%	0%
中学校全体	月35時間	30%	3%

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

項目	数値目標
1 箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合	100%
1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間	約30時間

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

項目	数値目標	令和6年度実績
年間の年次有給休暇の平均取得日数	15日以上	14日
ストレスチェックにおける高ストレス者の割合	0%	2%
ストレスチェックにおける健康リスクの値	70%以下	76%

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度までとする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

仁淀川町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

各地域の実情を踏まえつつ、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

- 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

保護者からの学校徴収金の徴収は、可能な限り、口座振替による徴収を推進することで労務の効率化を図る。

- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

将来的な目標として、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築するよう検討する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

校務支援システムの機能等を活用することによって、学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

- 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

学校プール・体育館の地域開放施設の管理業務について、可能な限り、教育委員会において対応する。

- 部活動の地域展開（「3分類」⑬関係）

休日における部活動の地域展開を推進する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等の取り組みを進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

授業準備や採点作業等を補助する学習支援員を全校に配置する。

- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の校内支援会議への参加を100%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携を図るための定期会の開催を検討する。

(2) 学校における措置の推進

学校における次の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学4年生以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度
の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
デジタル技術の活用により、校務を効率化する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1 箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対し、医師による面接指導を実施するよう検討する。
- 1 日の勤務時間が11時間以上となる場合、勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ストレスチェックの実施率100%を目標とし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- 年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

取組の着実な実行を図るため、仁淀川町内の小中学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、仁淀川町のホームページで公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告する。

学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係機関とともに取り組む。

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、高知県教育委員会が導入している校務システムで把握する。その他、ストレスの状況については、ストレスチェックシステムの結果から把握する。

教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

保護者、地域の理解を促進するため、国の示す「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について、周知を行う。